

○運転技能検査の実施に関する規則

令和4年4月12日
公安委員会規則第5号

運転技能検査の実施に関する規則をここに公布する。

運転技能検査の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)の規定に基づき、鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う運転技能検査(以下「検査」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の申込み)

第2条 検査の申込みは、運転技能検査受検申込書(別記第1号様式)により検査当日に行うものとする。

(検査員)

第3条 検査に従事する者は、高齢者講習(法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。)における実車による指導に従事する者の要件を備えた者(以下「検査員」という。)が行うこと。

(実施方法)

第4条 実施機関の体制等に応じて、高齢者講習と同様に適正な人数で編成されたグループで行う方法のほか、受検者ごとに個別で実施する方法のいずれかで実施すること。また、高齢者講習における実車による指導と合同で行っても差し支えない。

(実施場所)

第5条 原則としてコースにおいて実施することとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受検者の利便性を図るため検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、各課題の設定等の条件がコースに比しておおむね同等であり、かつ、安全性の問題がないときは、道路又は適切な場所において行っても差し支えない。

(設備)

第6条 検査を実施するために必要な設備について、次のとおり整備すること。

- (1) 普通自動車 検査に使用する所要の普通自動車を必要数整備すること。また、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとする。
- (2) 録画装置等 検査の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。
- (3) 映像再生機材 録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

(検査の委託)

第7条 法第108条第1項の規定により検査を委託する場合には、次の基準を満たす者との委託契約によって委託を行い、検査が適正に行われるよう指導監督を徹底すること。

- (1) 検査員が、検査の業務を行うために必要な数以上置かれていること。
- (2) 検査を行うために必要なコースその他の設備を有すること。

(検査の委託の解除)

第8条 検査が法令又はこの規則に違反して行われた場合は、直ちに検査の委託を解除することができる。

(証明書の交付)

第9条 検査の成績が合格基準に達した者に対しては、運転技能検査受検結果証明書(別記第2号様式)(以下「証明書」という。)を交付すること。また、検査の成績が合格基準以下の者で証明書の交付を希望する者に対しても、証明書を交付すること。

(公安委員会への報告)

第10条 検査の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる事項について、公安委員会に速やかに報告しなければならない。

- (1) 検査を終了し、検査の成績が合格基準に達したときは、運転技能検査結果報告書(別記第3号様式)により、公安委員会に速やかに報告すること。
- (2) 検査結果について、受検者等から苦情や不服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び苦情や不服の内容並びにこれらに対する対応状況を記録し、公安委員会に速やかに報告すること。

(指導監督)

第11条 公安委員会は、検査の内容及び方法の確認に努め、検査が適正に行われるように受託者を指導しなければならない。

2 公安委員会は、必要があると認めるときは、受託者に対して必要な報告及び資料の提出を求め、又は検査の状況を調査することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか，検査の実施に関し必要な事項は，警察本部長が定める。

附 則

この規則は，令和4年5月13日から施行する。

[別記第1号様式\(第2条関係\)](#)

別記

第1号様式(第2条関係)

運転技能検査受検申込書

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

受 検 年 月 日	年 月 日
受 検 場 所	
受 検 手 数 料	
(収入証紙貼付欄)	
備 考	

[第2号様式\(第9条関係\)](#)

第2号様式(第9条関係)

第 号 運転技能検査受検結果証明書 住 所 氏 名 年 月 日生 上記の者は、 年 月 日、 にお いて、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検した者で あることを証明する。	
運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
☐ 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、又は受けているもの 〈合格基準〉 ・下記以外の運転免許 → 70点以上 ・大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上 年 月 日 鹿児島県公安委員会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

[第3号様式\(第10条関係\)](#)

【人力要素】

● 「K55」

- 井 塾 中 学 校

[illegible]